

令和5年 **5** 月 **8** 日から

## 新型コロナウイルス感染症の

**医療費**（検査費用を含む）に

**自己負担額が生じます**

感染症法上の位置づけが5類感染症となり、  
季節性インフルエンザ等と同様に一般診療となります

なお、**令和5年9月30日**までの間は、

次の費用が **軽減** されます

### ① コロナ治療薬（※）

「薬剤費」の自己負担額 → **無料**

※経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）  
点滴薬（ベクルリー）  
中和抗体薬（ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールド）

（注）処方せん料やその他の処方薬には、**自己負担**が生じます



### ② 入院医療費

高額療養費制度の自己負担限度額は、

**原則2万円**を**減額**した額が自己負担の**上限額**となります。

- ・ 2万円に満たない場合はその額を減額
- ・ 課税所得が基本額以上の方など医療費比例額が含まれる場合は  
比例額+1万円を減額

※新型コロナウイルス感染症に関する医療費負担の詳細は、加入している健康保険組合、協会けんぽ、国民健康保険の窓口（☎0143-85-1771）、後期高齢者医療制度の窓口（☎0143-85-2137）にお問い合わせください。

～お問い合わせ～

登別市保健福祉部健康推進グループ

☎0143-85-0100